

中央防災会議
「防災基本計画専門調査会」
(第一回)

防災基本計画の修正について

平成13年10月11日
中央防災会議事務局

防災基本計画

防災基本計画の構成

(災害種類ごとの編構成)

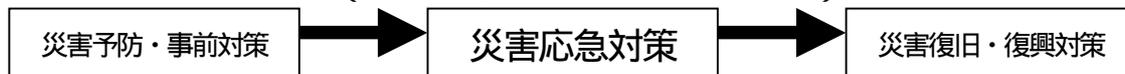
自然災害



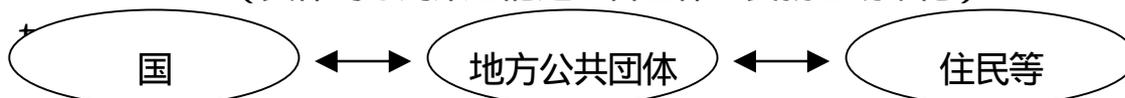
事故災害



(災害対策の順序に沿った記述)



(具体的な対策を記述：各主体の責務を明確化)



防災基本計画の策定・修正経緯

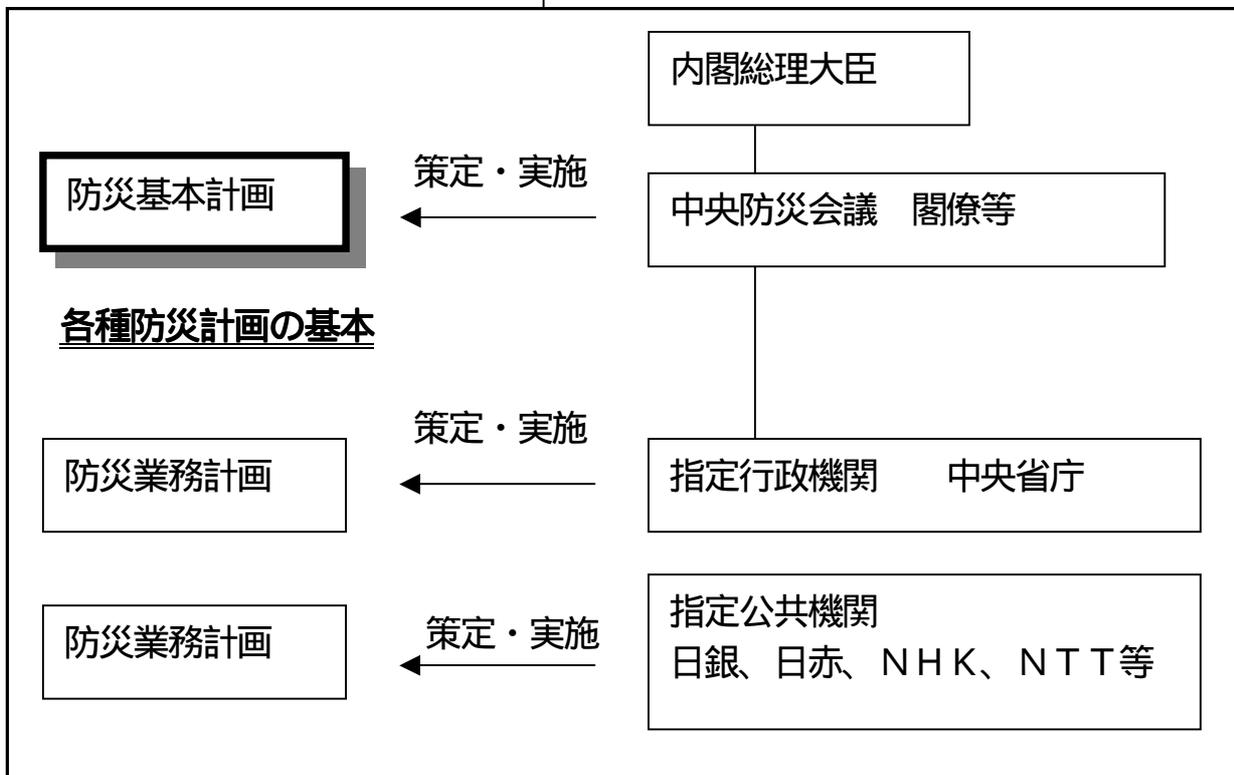
年	内容
昭和38年	初めての策定
昭和46年	地震対策、石油コンビナート対策等に係る修正
平成7年	自然災害対策編の全面的な修正
平成9年	事故災害対策編の追加
平成12年	原子力災害対策編の全面的な修正
〃	省庁再編に伴う修正

防災計画の体系

災害対策基本法

- 第34条：防災基本計画の作成および公表等（中央防災会議）
- 第36条：防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等
- 第39条：防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等
- 第40条：防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等
- 第42条：防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

(国レベル)



(地方レベル)



防災基本計画修正の具体的検討事項

1. 基本方針

防災基本計画については、毎年検討を加え、必要に応じて適宜修正をすることとされているが、近年の風水害対策、原子力災害対策等の進展に対応して、これらの対策の実効性の向上を図るため、平成13年度中を目途に計画の必要な修正を行う。

修正にあたっては、防災基本計画専門調査会の下に風水害、原子力災害それぞれの分野毎に専門家からなるプロジェクトチームを設置し、関係省庁との検討結果も踏まえた上で、計画の修正作業を行うものとする。

なお、各プロジェクトチームの座長は、防災基本計画専門調査会の専門委員として、プロジェクトチームにおける検討結果を同調査会に報告する。

2. プロジェクトチーム(案)

- | | | |
|-----------|----|----------------------|
| (1) 風水害 | 福岡 | 捷二(広島大学工学部教授) |
| | 水山 | 高久(京都大学大学院教授) |
| | 磯部 | 雅彦(東京大学大学院教授) |
| | 片田 | 敏孝(群馬大学助教授) |
| (2) 原子力災害 | 能澤 | 正雄(財団法人高度情報科学技術機構顧問) |
| | 石川 | 迪夫(原子力発電技術機構特別顧問) |
| | 矢川 | 元基(東京大学工学部教授) |
| | 前川 | 和彦(財団法人原子力安全研究会理事) |
| | 草間 | 朋子(大分県立看護科学大学学長) |

3. 検討事項

(1) 風水害対策編の改正 洪水対策

新たな都市型水害の発生

時間雨量100mmを越えるような短時間集中豪雨が増加
地下施設等の被災(死者の発生)

東海豪雨等都市部の水害の発生

- ・都市の危機意識の低下、情報伝達の不徹底等 被害の拡大
- ・ライフラインの破損 都市機能の麻痺

国による対応等

地下空間洪水対策研究会(国土庁、運輸省、自治省、建設省)において、地下空間における緊急的な浸水対策の実施について検討し、緊急的な対策として以下の事項を推進。(平成11年度)

1. 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
2. 洪水時における地下空間管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達
3. 避難体制の確立
4. 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

水防法の一部改正(平成13年7月3日施行)

1. 新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと
2. 浸水想定区域の公表、
3. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難等の措置 等

都市型水害対策に関する緊急提言(平成12年11月9日)

都市型水害緊急検討委員会(建設省)は都市型水害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、以下の内容について緊急提言。

1. 水害対策の基礎調査、影響予測
2. 水災危機管理、被害軽減
3. 水災時の情報提供等
4. 河川、下水道等の整備
5. 治水システムの新たな展開、ステップアップ
6. 提言の推進に向けて

土砂災害対策

平成11年6月末広島県を中心に土砂災害等が発生。災害情報の事前通知、伝達体制の充実の必要性を認識。

ハザードマップを作成している市町村は洪水で約2割、土砂災害で約3割

定量的な避難勧告基準を策定している市町村は洪水で約3割、土砂災害で約2.5割

国による対応等

豪雨災害対策のための情報提供の推進について(平成12年度)

中央防災会議関係局員会議は今後の豪雨災害を防止し、また被害を軽減するため、以下の事項について提言。

1. 気象情報等の収集体制の強化
2. 連絡手段の確保と情報の整理
3. 住民等との連携の強化
4. 早期避難実現のための措置の推進

土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の制定(平成12年5月8日)

1. 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域の警戒避難体制の整備を図る。
2. 著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為を制限。
3. 建築物の構造の規格に関する所要の措置を定める。

高潮災害対策

平成11年9月の台風18号による高潮被害により熊本県不知火町松合地区において12名が死亡。高潮被害の深刻さを再認識。

国による対応等

高潮に係る6省庁が連携し設置した「高潮防災情報等のあり方研究会」において高潮対策の強化について検討（平成12年度）

1. 高潮災害とその対策に関するパンフレットの配布。
2. 高潮予測情報の改善、高潮防災ステーションの整備のための制度改正。
3. 高潮対策としての強化マニュアルを策定。
4. 高潮防災のための情報を盛り込んだCDやホームページを作成。

(2) 原子力災害対策編の改正

原子力艦の原子力災害が発生した場合の国の対応体制、省庁の対応分野の明確化

緊急被ばく医療について、原子力事業者の責務、地方自治体の責務及び医療機関の位置づけの明確化

国による対応等

原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ

1. 平成12年5月30日、中央防災会議で決定した防災基本計画原子力災害対策編において、関係自治体が原子力艦の原子力災害に関する防災計画を策定するための根拠を明記。
2. 平成13年3月29日、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁を申し合わせた。この申し合わせは、関係省庁間相互の共通認識を深めるとともに、迅速かつ円滑な対応の実施に資することを目的とするものである。
3. 発生時の具体的な対応のあり方及び省庁の役割分担については、関係自治体による防災計画の策定にも十分配慮しつつ、速やかに引き続き検討。

緊急被ばく医療

1. 事業者の責務の追加
 - ・ 事業所内における初期被ばく医療体制の整備、通報連絡体制の整備
 - ・ 被ばく患者発生時の医療機関、搬送機関への適切な情報伝達、汚染拡大防止、除染等の協力
2. 地方自治体の責務の追加
 - ・ 初期、二次被ばく医療体制並びにネットワークの構築
 - ・ 被ばく医療機関の汚染の有無の確認、その情報の集約・管理・提供
3. 初期、二次、三次被ばく医療機関等の位置付けの明確化
 - ・ ネットワークを活用した医療機関間等の連携強化
 - ・ 国による地域の三次被ばく医療体制の構築